

J A M 政策NEWS

2008年4月1日 第2008-30号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

4月1日から変わります！その

後期高齢者医療制度（高齢者の医療の確保に関する法律）

後期高齢者医療制度は、これまでの老人保健制度を改正し、独立した制度として創設されました。

【後期高齢者医療広域連合】

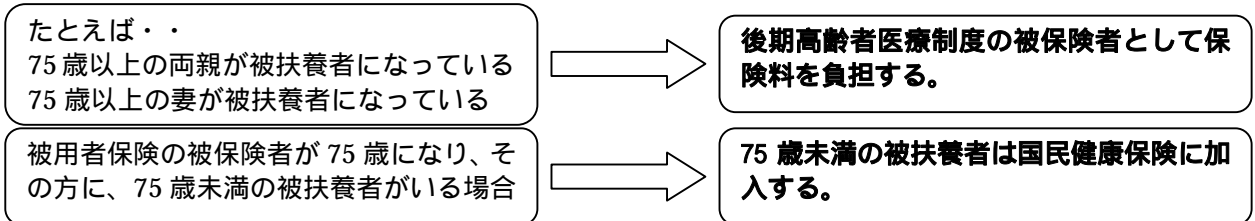
都道府県ごとに全市町村が加入する広域連合が設立され、後期高齢者医療制度を運営する保険者として、保険料決定、医療費の支給等の事務を行います。

【後期高齢者医療制度の被保険者】

広域連合の区域内に住む75歳以上及び65歳以上の寝たきりの人が被保険者となります。これらの方々は、現在加入中の国民健康保険または被用者保険（健保組合等）から脱退し、新たな制度に移行します。

【被用者保険の被扶養者】

被用者保険の被扶養者で後期高齢者医療制度の被保険者に該当する方は、被用者保険の被扶養者ではなくなり、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

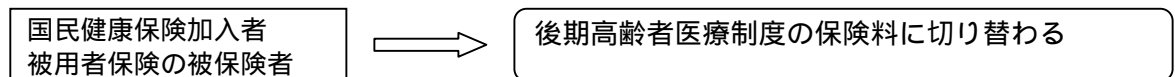


【保険料】

1人あたり保険料額 = 被保険者均等割額 + 1人あたり所得割額

被保険者本人の基礎控除（33万円）後の総所得金額 × 所得割率

- 被保険者均等割額・所得割の率は各広域連合がそれぞれの都道府県の医療給付に応じて2年ごとに条例で決めます。
- 保険料は原則として年金から徴収されます。ただし、年金額が年額18万円未満等の場合は、年金からの徴収は行われず、納付書や口座振替により納付します。



被用者保険の被扶養者の激変緩和措置

期 間		軽減内容	
		所得割額	均等割額
加入時から2年間		負担なし	5割負担
特例	2008年4月～9月	負担なし	負担なし
	2008年10月～2009年3月	負担なし	1割負担

【自己負担】

かかった費用の1割（現役並み所得の方は3割）

【後期高齢者支援金】

健保組合等は後期高齢者医療制度に対して後期高齢者支援金を拠出します。支援金は各医療保険の加入者数に応じて算出しますが、2013年度からは下記～の達成状況に応じて±10%の範囲で加算・減額の調整を行います。

特定健診実施率（65%）

特定保健指導実施率（45%）

メタボリックシンドローム該当者・予備軍の減少率（10%）